

藤井寺市空き家リフォーム補助制度の概要

1. 補助対象建築物

1年以上利活用されていないことが確認される空き家

※所有者を問わず、過去にこの要綱による補助金により、既にリフォームを行っている空き家でないこと。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当するものとする。

(1)補助対象空き家を所有又は賃貸借契約により賃借する個人であること。

(2)補助対象者の前住所地の市区町村において、補助金の交付の申請を行おうとする年度の前年度分市・町・村税等を滞納していない者であること。

(3)補助対象空き家の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して6月を経過していない者であること。

※3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者から補助対象空き家を購入又は賃借する者は対象外です。

3. 補助対象経費

一定の基準に基づくリフォームに要する費用

4. 補助金の額等

補助対象経費の2/3(上限30万円まで)

5. 補助の対象となる工事

利活用を目的としたリフォームに要する工事(建築、電気設備、機械設備)

※外構工事や物品購入等は対象外となります。

6. 注意事項

※補助申請手続き前に契約・着手した工事については対象となりません。

※会計年度の3月15日までに工事を完了し、かつ完了報告書を提出する必要があります。

※空き家を取得してリフォームされる方はフラット35による融資を受けることができる場合がありますので、売買契約をする前にお問い合わせください。

【 用 語 】

○空 家：居住その他の使用がなされていない期間が1年以上である住宅をいう。

○住 宅：建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物で、かつ、居住の用に供する一戸建ての住宅及び長屋住宅に該当するもの(店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に使用する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。

○リフォーム：空き家の機能又は性能を向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。